

# 「学びの改革 基本構想（案）」のパブリックコメント等にいただいた ご意見に対する補足説明

長野県教育委員会

平成 29 年 2 月 7 日の教育委員会定例会において『「学びの改革 基本構想（案）」に係る  
主要な論点について』を公表しました。今回、パブリックコメントに加えて、県議会での議  
論や各種団体からいただいたご意見を踏まえて、県教育委員会の考え方を改めて整理した  
上で項目も追加し、補足説明資料としました。

## 1 授業について

生徒が主体的に学ぶ授業の工夫

【パブリックコメント・高校生・若手教員等との意見交換から】

「学びの改革 基本構想」の策定に向けた「高校生との意見交換」において、多くの生徒か  
ら講義式を脱した双方向型の授業や、主体性を育むことができるグループ学習の推進を求  
める声が上がりました。また、「若手教員等との意見交換」の中でも、いわゆる「21 世紀型  
学力」を育むため、授業改善の必要性を訴える意見が多く出されています。

こうした意見は「学びの改革 基本構想（案）」で示している「新たな社会を創造する力」  
を育成するために必要とされる「探究的な学び」や、次期学習指導要領の中で取組が期待さ  
れる「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を今後さらに推進してい  
くべきとの考え方と方向性を一にするものです。

「探究的な学び」は、自ら課題を設定して主体的にその解決に取り組むこと、グルー  
プワーク等によって意見や考え方を共有すること、理解したことを様々な形でまとめ・表現  
することを含みます。日々の教科指導の中で、「探究的な学び」の手法を取り入れた授業を行  
うことにより、「知識・技能」の習得がより促進されることに加え、「思考力・判断力・表現力」  
の育成や「学びに向かう力」の涵養にも資すると考えます。また、これにより生徒が「探  
究的な学び」の進め方にも習熟するため、教科横断的な「探究的な学び」として位置づけら  
れる「総合的な学習の時間」の基礎を形成するものとなります。

## 2 「信州学」・グローバル教育について

「信州学」の意義と全県一律実施への疑問

【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員等との意見交換から】

「信州学」は、地域に根ざした「探究的な学び」の総称として捉えています。グロー  
バル化が進む社会において、主体的に生きる力の基礎となり「根」となる、自ら生まれ育った地  
域を理解し、その課題について考え、表現する学習の機会を与える「信州学」は極めて重要

だと考えています。

すでに県内の小・中・高校では、様々な形で「信州学」と言える取組がなされてきています。一部の高校では「地域学」として、地域の産業や文化等を教材として「探究的な学び」を推進しています。また、専門高校の多くは、地域と連携しながら課題研究に取り組んでいます。さらに、地域の課題をグローバルな視点から捉え、「探究的な学び」を推進している高校もあります。

本年度の「信州学」の成果の例として、松本県ヶ丘高校の1年生が地域経済分析システム（RESAS）を活用し、ビッグデータに基づいて本県の人口減少や耕作放棄地等についての実態を客観的に分析した上で、課題解決の方策として、信州の伝統である「昆虫食」の価値を再発見し、さらにそれをサプリメントという形に発展させたビジネスモデルを提案したことが挙げられます。

その他、各校の取組の内容は多岐にわたっており、今後「信州学」を定着していく際にも、その内容は、各校独自に模索していくべきものと考えています。その際に、育てたい生徒像、生徒や地域の実態等を考慮しながら、学校の教育活動全般を貫くテーマを掲げ、それとの関連で「信州学」を位置づけることは、教育活動全体に有機的関連性を与え、生徒の学びをより効果的に進めることができるようになると思います。

また、教科の授業をはじめとする校内のあらゆる教育活動を、そうしたテーマを軸にしながらかみ立てていくことにより「カリキュラム・マネジメント」の視点からも、各校が独自に特色ある教育課程を編成することが可能になると考えています。

### 3 高校入学者選抜について

入試制度改革への慎重な対応についての要望

【パブリックコメント、有識者懇談会から】

平成16年度に前期選抜を導入して以来、現行制度そのものは定着し受け入れられていると考えています。一方で、前期選抜には様々な評価があり、これまでも一定の検証を行ってきました。今後は、検討委員会を立ち上げ、様々なご意見に耳を傾けながら慎重に制度の検討をしていきます。

### 4 特別支援教育について

通級による指導を含めた特別支援教育の充実

【県議会、パブリックコメントから】

高校において、特別な支援を必要とする生徒が年々増えている中、多様化する生徒への支援体制の整備が求められています。

通級による指導については、モデル校の成果を踏まえ、生徒の実態把握、個別指導、チーム支援体制づくりや、通級による指導に対応できる教員の育成を進めるとともに、国の施策

に合わせて制度の導入を目指していきます。

また、特別支援教育コーディネーターの専門性をさらに向上させるために、特別支援教育に関する専門的知見を有し、地域の特別支援教育の核となる人材の育成を計画的に進めていくとともに、すべての教職員を対象に特別な支援を必要とする生徒を含む集団への指導力の向上につながる研修の充実を図っていく必要があると考えています。

さらに、各校の支援体制の充実を図るために、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部機関との連携、特別支援学校分教室と高校が相互に教職員の専門性を活用し合う取組などを促進し、様々な支援機関との連携の強化を推進していきます。

今後も、教員の資質向上を図りながら、学校全体で特別支援教育の充実を目指した体制づくりをさらに推進していきます。

## 5 少人数学級について

### 少人数学級の実施の要望

【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員等との意見交換から】

高校の教員数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下、標準法という）に標準的な人数が示されており、これに基づいて県全体の教員数を算定し、それぞれの高校が持つ課題や特色を踏まえて相当数の教員を各校に配置しています。標準法では1学級の収容定員40人を標準としています。仮に、少人数学級（1学級の収容定員40人未満）を設定した場合には、同じ学級数であっても収容定員が減少するため、教員数も減少する仕組みとなっています。全国では約半数の県が何らかの形で少人数学級を実施しています。その実施理由としては、教員数の減少による経費削減、生徒数の減少の激しい地域の学校維持・学科維持、学習環境の改善などが挙げられています。これにより減少する教員数を県予算で補てんしている県はほとんどなく、ほぼすべての県が減少する教員分の業務を県全体で分担することにより補っています。

県教育委員会は、これまでも習熟度別学習や選択講座、専門学科の実習の少人数実施等、各校の少人数学習集団編成への支援のほか、特別支援教育、生徒指導等、課題に応じた教員を配置できるように努めてきており、今後もこの手法により学習環境の充実を図ることが望ましいと考えています。

標準法による教員配置は、今後の「学びの改革」を進める上での大前提となります。国の定めた基準の中で、限られた人的資源を最大限有効に活用する視点で常に考える必要があります。

## 6 立地の特性を活かした高校づくりについて

### 「高校の枠組み」の定義が曖昧

【県議会、パブリックコメント、若手教員等との意見交換から】

中山間地が多く、県土が広い本県の地理的特性を考えると、都市部にも中山間地にも高校が存立し、それぞれの高校の立地の特性を活かした高校づくりを進め「新たな社会を創造する力」を育むことが望ましい姿と考え、異なる基準を設け、「都市部存立校」と「中山間地存立校」という考え方を導入しました。「都市部存立校」の定義を“市街地に位置し、比較的近距離にある高校間でグループを形成できる全日制高校”としておりますが、これは“市街地に位置し、地理的条件から学校群として一体的に将来像を検討することが望ましい全日制高校”という意味で用いており、よりわかりやすい表現を検討していきます。

今後、「学びの改革 基本構想」を決定した後に、基準に基づいて「都市部存立校」と「中山間地存立校」の案を示し、地域等のご意見をお聞きしていきたいと考えています。

## 7 「中山間地存立校」の学びについて

今回示された枠組みによる「都市部校」と「中山間地校」の学びのカテゴリー化、固定化への懸念  
【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員等との意見交換から】

「都市部存立校」「中山間地存立校」に関わらず、すべての県立高校では、学習指導要領に則った教育課程を展開しており、共通した学びの内容は保障されています。その上で、義務教育を修了した生徒に対して、自らの進路や生き方を見据えた、多様な学びの選択肢を用意することが大切であり、学校の規模や立地場所、設置されている学科などにより、それぞれの学校の特色や強みを活かした学びを展開することが効果的だと考えています。「都市部存立校」では、専門性を有する教員の複数配置により、生徒のニーズに対応した多様で専門性の高い学びが可能となります。一方、「中山間地存立校」では、教員の目が生徒一人ひとりに届き、生徒に寄り添ったきめ細やかな指導や地域の諸課題に目を向けて、その解決に積極的に取り組むことができるという小規模の強みを活かした学びが可能となります。また、教科横断的な「探究的な学び」についても、「中山間地存立校」では、地元企業や地域の諸団体等との連携により地域資源等を積極的に活用し、地域の支援を効果的に活かすことができます。こうした「中山間地存立校」の学びの環境が強みとなり、多様な大学入学者選抜にも対応可能だと考えます。

部活動等においては、「都市部存立校」では、生徒のニーズに応じた多様な活動を実施することが可能ですが、「中山間地存立校」では、地域に根差した、その学校でしかできない活動を特長とすることが考えられます。特に、地域の小・中学校や自治会との合同活動は、異年齢集団との関わりをとおして人間的に成長できる有効な機会になると考えています。また、「中山間地存立校」は、小規模であるため、様々な活動において生徒一人ひとりの果たす役割が大きく、周囲から頼りにされる経験は、生徒の自己有用感を高めることが期待されます。

今後、ますます少子化は進行します。その中で学校の活力を維持し、生徒の学びを保障するためには、学校単独での活力維持と併せて、学校同士が連携し、相互に補完していくことも大切だと考えます。高校生との意見交換でも多くの提案があったように、ICTを活用し

た遠隔地授業の展開、専門性を有する教員の巡回指導、単位互換システム、文化祭等の合同開催、部活動の合同実施等、教育資源や教育活動を有機的に結びつけ、「都市部存立校」と「中山間地存立校」の連携も視野に入れたネットワークの構築が必要になってくることも考えられます。すでにいくつかの地域で学校の枠を超えて高校生がネットワークを構築し活動を始めています。高校もこれまでの固定観念にとらわれない学びの方向性を探っていく必要があるものと考えています。

## 8 「都市部存立校」の規模について

「都市部普通校」の学級規模の根拠が不明

【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員等との意見交換から】

標準法を踏まえつつ、規模の大きさを活かした学校づくりを「都市部存立校」で進めたいと考えています。

学習活動では、理科や地歴・公民、芸術等あらゆる分野で応用的な学びを可能とし、生徒の多様なニーズに応えます。また、国際理解や科学技術等、グローバルで先進的な学びを実現し、生徒の意欲を高めます。平成 28 年度に前述した標準法に基づき教員を配置した結果、例えば理科では、8 学級規模の学校で 8～9 人の教員を配置でき、物理、化学、生物、地学のすべての分野で専門性を有する教員から学ぶことができる環境を整えることができます。これが 6 学級規模の学校では 6 人程度、5 学級規模の学校では 4 人程度、4 学級規模の学校では 3 人程度となり、配置できる教員数が減り、専門性を有する教員から学ぶ機会が減少します。8 学級規模の学校では、物理、化学、生物、地学の各分野で発展科目を開講している割合は 100%であるのに対し、6 学級規模の学校では 70%、5 学級規模の学校では 60%、さらに 4 学級規模の学校では 0%となっており、学級数の減少に伴い学びの環境も縮小していることがわかります。

部活動では、生徒が希望する部が存在し、県大会等、上位の大会への出場を目標に活発に活動し、その中で自己を磨き、向上できる環境を提供できます。平成 28 年度、県内の普通高校で、運動部において団体戦に参加している部の数は、8 学級規模の学校が 18.4 であるのに対し、6 学級規模の学校では 15.3、5 学級規模の学校では 14.2、4 学級規模の学校では 8.6 となっています。

以上の例示から総合的に判断すると、生徒が切磋琢磨し、多様な価値観に触れることができる学校づくりを進めるためには、「都市部存立普通校」の学級規模は 6 学級以上が望ましく、規模の大きさを活かせる 8 学級規模の学校の設置も目指して検討を進めていきます。

なお、学級規模とは 1 学年の学級数を示しています。

## 9 「基本構想」決定の時期について

問題を先送りせず、丁寧かつ着実に進めることが肝要  
意見の聴取が不十分であり、3月の決定は拙速

【県議会、パブリックコメント、若手教員等との意見交換から】

第1期高校再編計画は平成30年までを目途として立てられた計画です。社会が大きく変化し、引き続き少子化が進行する中で、学習指導要領の改訂も予定されています。

このような状況のもと、平成26年6月から、産業経済界、教育界、勤労界、労働関係の行政機関の代表者を委員とする産業教育審議会において、また、平成26年11月からは大学学長等の学識経験者、市長・町長等の地域関係者、企業経営者等の産業関係者、教育関係者、保護者等を委員とする高等学校将来像検討委員会において、これからの長野県の高校教育の在り方について検討が行われ、これらの議論を踏まえて、県教育委員会として「学びの改革 基本構想（案）」を作成しました。

県議会における議論やパブリックコメント、高校生や若手教員等との意見交換等の中で、前述のように様々なご意見をいただきましたが、「学びの改革」の必要性については概ねご理解をいただいたものと考えています。さらに、いただいたご意見の中には、各地域の状況に言及したもの等、さらに一歩進めた議論を望むものも多く含まれていました。

今後の急激な少子化に対して、有効な高校再編施策を講じなければ、中山間地域の高校の小規模化にさらに拍車がかかり、高校教育としての質を維持することができないほどの規模となり、ひいては地域の高校教育を存続することができなくなる可能性が高くなります。

これらを踏まえ、当初の計画通り、3月末までには「学びの改革 基本構想」を決定し、さらなる協議の場へ進みたいと考えています。

## 10 第1期高校再編計画の検証について

第1期高校再編計画の検証の活用

【県議会、パブリックコメントから】

「長野県高等学校将来像検討委員会」から提出された「審議のまとめ」においても、第1期高校再編計画の検証がなされており、①第1期高校再編計画は、概ね計画通りに実施されており、新たにスタートした高校も概ね順調に学校運営がなされている、②多部制・単位制高校と総合学科高校を4通学区にそれぞれ1校以上設置することとしてあるが、第1通学区（北信）の多部制・単位制高校と第3通学区（南信）の総合学科高校の設置がなされていない、③各校におけるインクルーシブ教育の重要性が高まっている等の指摘がなされています。

また、「審議のまとめ」では、①次期の高校再編計画を、少子化に対応するための単なる縮小・統廃合計画とするのではなく、今時の激変を、長野県の高校教育を21世紀型学力を育む教育に改革するための絶好の機会ととらえるべき、②今後の急激な少子化に対して、有

効な高校再編施策を講じなければ、中山間地域の高校の小規模化にさらに拍車がかかり、高校教育としての質を維持することができないほどの規模となり、ひいては地域の高校教育を存続することができなくなる可能性が高く、小規模化に伴う新たな再編基準は、中山間地域と都市部で異なる基準を設けることが適当との提言がなされています。

これを受けて、「学びの改革 基本構想（案）」では、①「新たな社会を創造する力」を育むために、「新たな教育の推進」と「新たな高校づくり」に一体的に取り組む、②立地の特性を活かした高校づくりを進めるために、新たな基準を設け、「都市部存立校」と「中山間地存立校」という考え方を導入する、③必要に応じて多部制・単位制高校、総合学科高校の設置を検討していくとしているところです。

## 11 「学びの改革」策定の今後のプロセスについて

今後予定している「学びの改革」のプロセスの提示

【県議会、パブリックコメントから】

来年度は、次期教育振興基本計画の内容も視野に入れながら「学びの改革 基本構想」をより具体化し、地域や学校の特色を活かした「探究的な学び」の普及に向けた方策や、旧通学区ごとの再編の基本理念・方針を盛り込んだ「学びの改革 実施方針」の検討に入ることが、県民の期待に応えるものと判断しています。

検討に際しては、旧通学区ごとに地域懇談会を開催するほか、中学校長会や産業界・大学関係者等各種団体との意見交換を実施するなど、幅広く県民からご意見をお聞きしていきたいと思えます。

次期教育振興基本計画とも連動した「学びの改革 実施方針」に則り、平成 30 年度以降、さらに具体的な検討に入り、高校再編についてはまとまったところから、個別の再編計画を策定していく予定です。